

青森県報

第二百十七号

令和二年
十月七日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高
保 險 福 祉 課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サ
ービスの廃止の届出……………(同) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予
防サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 二
- 略痰吸引等業務の登録……………(同) …… 二
- 海岸保全区域の指定の全部改正……………(漁 港 漁 場 整 備 課) …… 三
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(道 路 課) …… 三
- 公 告
- 都市計画公聴会の開催……………(都 市 計 画 課) …… 四
- 建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 域 局) …… 四
- 右 同……………(同) …… 五
- 右 同……………(同) …… 五
- 出先機関
- 土地改良事業計画変更の認可……………(中 南 地 域 局) …… 五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(北 地 域 局) …… 五
- 土地改良事業計画変更の認可……………(同) …… 六

収用委員会

○ 公示送達……………(監 理 課) ……

告 示

示

青森県告示第七百四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所		指定期日
			名称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	訪問介護	ニチイケアセンターいいたやなぎ	北津軽郡板柳町大字辻字福岡六〇	令和 二〇二〇・一
社会福祉法人津軽やわらぎ	平川市町居山元三〇四の一	短期入所生活介護	社会福祉法人津軽やわらぎステーション	平川市町居山元三〇二の三	〃

青森県告示第七百四十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和二年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	指定居宅サービス事業者		居宅サービス の種類	居宅サービス事業所	届止の 年月日	廃止 年月日
	主たる事務所の 所在地又は住所の	事務所の 所在地				
株式会社 デイス パッチ	北津軽郡中泊町 大字中里字紅葉 坂五五の七	訪問看護 サービス	訪問看護 サービス	つがる市柏鷲 一坂清見七一の	令和 二・八・二四	令和 二・九・三〇
企業組合 ゆりかご	弘前市大字安原 三丁目三の一	福祉用具 貸与	福祉用具 貸与	弘前市大字安 原三丁目三の一	二・八・二	〃

青森県告示第七百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和二年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	指定 年月日
	主たる事務所の 所在地又は住所の	事務所の 所在地			
社会福祉法人 津軽やわらぎ	平川市町居山元 三〇四の一	介護予防 生活介護	介護予防 生活介護	社会福祉法人 津軽やわらぎ トステイ晏	令和 二・〇・一
社会福祉法人 津軽やわらぎ	平川市町居山元 三〇二の三	介護予防 生活介護	介護予防 生活介護	社会福祉法人 津軽やわらぎ トステイ晏	令和 二・〇・一

青森県告示第七百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和二年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	届止の 年月日	廃止 年月日
	主たる事務所の 所在地又は住所の	事務所の 所在地				
株式会社 デイス パッチ	北津軽郡中泊町 大字中里字紅葉 坂五五の七	訪問看護 サービス	訪問看護 サービス	つがる市柏鷲 一坂清見七一の	令和 二・八・二四	令和 二・九・三〇
企業組合 ゆりかご	弘前市大字安原 三丁目三の一	福祉用具 貸与	福祉用具 貸与	弘前市大字安 原三丁目三の一	二・八・二	〃

青森県告示第七百五十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	令和 二・九・二	氏名又は 名称	住所	事業所 所在地	業務開始 年月日	備考
〇二五〇 一四三	〇二五〇 一四三	社会福祉法人 奥入瀬会	上北郡お いらせ町 沼端三七 の〇	上北郡お いらせ町 阿光坊一 〇五	令和 二・九・元	地域密着 型介護老 人福祉施 設入所者 生活介護

県道	鶴ヶ坂千刈線	青森市大字石江字江渡六五の三から 青森市大字石江字岡部八七の九まで 青森市大字石江字岡部七九の三まで
----	--------	--

公 告

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により六ヶ所都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和二年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催の日時
令和二年十一月五日 午後二時から
- 二 開催の場所
六ヶ所村役場分庁舎三階大会議室 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附四七五
- 三 案件
六ヶ所都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）
- 四 公述の申出等
 - 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
 - 2 公聴会に出席して意見を述べることができず、六ヶ所村の区域内に住所を有する者とする。
 - 3 書面の提出期限

令和二年十月二十七日までに到着のこと。

- 4 書面の提出先
青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
六ヶ所村政策推進課 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附四七五
 - 5 公述人の選定
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。
 - 五 都市計画変更案の概要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。
 - 六 都市計画変更案の閲覧
都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。
 - 1 閲覧場所
青森県土整備部都市計画課
六ヶ所村政策推進課
 - 2 閲覧期間
令和二年十月十四日から同月二十七日まで
 - 3 閲覧時間
午前八時三十分から午後五時まで
- ~~~~~
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 令和二年十月七日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 株式会社NICHUIN RAFT
 - 二 代表者の氏名 藤本宏涼

- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字野尻三七の二二四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第一〇〇八八二号
- 五 取消年月日 令和二年八月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年八月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ディー・エス・サービス
- 二 代表者の氏名 櫛引江利子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市幸畑一丁目三〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第一〇〇六八四号
- 五 取消年月日 令和二年八月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、消防施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年八月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社日晃海事建設
- 二 代表者の氏名 工藤清美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浪館字志田一の
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三七)第一一五六一号
- 五 取消年月日 令和二年九月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年九月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定により、相馬土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和二年九月二十八日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和二年十月七日

中南地域県民局長 神 登 喜 彦

事業名 維持管理

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、赤沼

土地改良区の定款の変更を令和二年九月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年十月七日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、奥瀬堰土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和二年九月二十四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和二年十月七日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

事業名 維持管理

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

令和二年十月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき書類の名称

令和二年九月二十八日付け裁決書（青収委第十九号）

二 送達を受けるべき者
別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の書類は、令和二年十月二十六日をもって送達があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
持分33分の1（亡）岩田 靖宏 法定相続人 岩田 靖宏	住所不明 ただし、住民票上の住所 千葉県千葉市緑区おゆみ野5丁目3番地11 ダイワプラザおゆみ野105号

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円